

請願第58号

請 願 書

平成29年12月6日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

郡山市虎丸町 7 - 7

郡山地方労平和フォーラム

議 長 田 中 光 一

紹介議員 蛇 石 郁 子

岩 崎 真理子

飛 田 義 昭

慎重な憲法論議を求める請願

〔請願趣旨〕

10月の総選挙の結果、憲法改正を主張する会派の議員が衆参それぞれの3分の2を超えたこともあって、憲法を巡る議論が活発になっています。また自民党総裁である安倍晋三首相は、この5月の憲法記念日に「2020年を新しい憲法が施行される年にしたい」と言明して、期限を切って自民党案を国会に提出する考えを示しており、総選挙で与党が勝利したことをうけて改憲の動きをさらに加速させることが想定されます。

一方、多くの世論調査で憲法改正を求める意見は減少傾向にあり、「安倍政権での憲法改正」については否定的なものが多数となっています。憲法改正が国民的要求となっている状況とはとうてい言えません。いうまでもなく憲法制定権力は国民にあり、憲法改正の発議が立法府の特別多数に委ねられているのは憲法改正手続の一部に過ぎません。このことは、最終的な憲法改正の是非が国民投票の結果によって決することからも明らかです。

さらに、国家権力の恣意的運用を排するための権力制限規範としての役割が憲法の本質であることを踏まえれば、「国権の最高機関」として厳格な憲法尊重擁護義務を負う国会には、慎重な憲法論議が求められ、拙速な審議によって憲法改正を発議することが許されないのは当然です。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 衆参の憲法審査会は、憲法及び憲法に関連する事項について広範かつ総合的に調査を行い、憲法の基本理念を活かし、その実現に努めること。
- 2 衆参の憲法審査会は、憲法問題についての各界各層の多様な意見を踏まえ、徹に慎重に論議し、拙速な憲法改正の発議を行わないこと。

請願第59号

請 願 書

平成29年12月6日

郡山市議会議長  
佐 藤 政 喜 様

郡山市菜根5-20-36  
県南マスターズテニス協会  
会 長 永 井 勝 彦

郡山市菜根2-5-12  
郡山市テニス協会  
会 長 須 賀 重 勝

郡山市緑ヶ丘東6-18-5  
日本女子テニス連盟福島県支部  
支 部 長 大 塚 由 弥 子

郡山市喜久田町寺久保24-40  
郡山市勤労者テニス教室  
代 表 十 林 八 津 枝

紹介議員 箭 内 好 彦  
近 内 利 男  
今 村 剛 司

公営テニスコートの増設等について

〔請願趣旨〕

郡山市におきましては、市民の健康づくりのため、スポーツ環境の整備などに取り組んで頂き、感謝申し上げます。

近年、市民の健康への意識が高まり、学生、社会人、特に高齢者のテニス愛好者が増えていることは、喜ばしいことです。

私たちが関わっている団体は、会員の交流と健康増進を目的に活動をしており、市の施策に貢献しているものと自負しております。

私たちの会員は、何時も、郡山庭球場（市営、富田）を利用させて頂いておりますが、5月～11月は、一般の県大会、市大会、中高生の硬式／軟式テニスの県、県中大会が郡山庭球場に集中し、個人利用が出来ない日が多い状況にあります。

また、休日には、学生のクラブ活動と社会人の利用が競合し、朝早くから順番待ちしても利用出来ないことが度々生じております。

1ヶ月前から予約出来る夜間利用にしても、朝6時から列をなす状況です。テニスコートの利用状況から見て、郡山市の施設は、もっと多く、もっと充実して然るべきですが、以下の通り、他の市と較べて不十分であることが明らかです。

#### テニスコート面数

	県営	市営
郡山市	0面	22面（郡山庭球場16面、サンフレッシュ郡山2面、西部庭球場4面）
福島市	14面	29面
いわき市	0面	30面
会津若松市	0面	43面

以上の事情に鑑み、下記事項について、早期実現されますようお願いいたします。

#### [請願事項]

- 1 テニスコートの新設及び郡山庭球場の増設（16面から20面に）を行うこと。
- 2 郡山庭球場の全面に夜間照明を設置すること。
- 3 郡山庭球場の4面分を屋内コートに改造すること。
- 4 郡山庭球場の場内整備日の休場を廃止すること。
- 5 郡山庭球場にオフィシャル時計を設置すること。

請願第60号

請 願 書

平成29年12月6日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

郡山市静町25-4

福島県退職教職員協議会郡山支部

事務局長 伊左治 満 治

紹介議員 箭 内 好 彦  
蛇 石 郁 子  
岡 田 哲 夫  
大 城 宏 之  
今 村 剛 司  
飛 田 義 昭  
橋 本 幸 一  
七 海 喜久雄

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充及びC型肝炎患者の救済の延長を求める意見書の提出についての請願

〔請願趣旨〕

肝炎対策基本法等でも確認されているように、わが国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものです。

現在、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、肝炎治療特別促進事業として実施されています。しかし、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れる患者が相当数にのぼっています。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。

また、肝硬変を中心とする肝疾患は身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）

の対象とされてはいるものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題です。2005年に「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が制定された際、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされています。ようやく今回、2018年度厚生労働省予算の概算要求に、肝がん治療に対する医療費助成が盛り込まれました。肝硬変の治療が対象となっていないなどの課題も残されているが、新たな医療費助成制度の予算化を確実にしつつ、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について一層の充実を目指す必要があります。

また、血液製剤が原因でC型肝炎になったC型肝炎感染患者を対象にした「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の請求期限が2018年1月15日に迫っています。汚染された血液製剤は29万人以上に使われ、うち1万人以上が感染したとされるのに、これまでに救済を受けたのは約2300人と、感染推計者数の2割強にとどまっています。被害者を探すカルテ調査は今も続いており、現在もなお救済されていない被害者が多く残されています。また、自分が感染者だと知らないまま肝がんや肝硬変など重症化している人も多い状況です。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

#### [請願事項]

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。
- 3 一人でも多くの患者を救済するため、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」を改正し、請求期限を延長すること。